

港区の带状疱疹ワクチン制度 について



成人の90%以上は、带状疱疹の原因となる水痘・带状疱疹ウイルスが体内に潜伏しているため、加齢などによる免疫機能の低下により、80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症します。港区では、**法に基づく定期予防接種と港区独自で実施する任意接種一部費用助成の2つの制度を実施して、**区民の方の带状疱疹の発症や重症化の予防を図ります。
*18歳以上50歳未満の方で免疫不全または免疫機能が低下している方への接種費用の一部助成も行っています。

	予防接種法 定期予防接種	区独自事業 任意接種の一部費用助成
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 年度内に65歳になる方 ② 60歳以上65歳未満の方でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重い障害（身体障害者手帳1級）のある方 65歳を超える方については、5年間の経過措置として年度内に70・75・80・85・90・95・100歳になる方が対象です。 ※自費・公費問わず過去に带状疱疹ワクチン接種を完了している方は対象外です。	<ul style="list-style-type: none"> ① 18歳以上50歳未満の疾病または治療により免疫不全である方、免疫機能が低下した、または低下する可能性がある方 ② 50歳以上(定期接種対象者を除く)で任意による接種を希望する方 ※法に基づいた定期予防接種の時期を待たずに、任意で早期の接種を希望する方などを対象とした制度です。任意接種した場合、定期予防接種の対象年齢に到達しても、公費負担で接種することができません。
接種費用	無料(全額公費負担)	<ul style="list-style-type: none"> ・組換えワクチン7,000円/1回(2回接種) ・生ワクチン2,000円(1回接種) ※生活保護また中国残留邦人等支援給付を受けている方は費用が免除されます。
接種場所	東京23区内の実施医療機関	港区内実施医療機関 ※港区の独自事業です。港区外の医療機関で接種した場合は助成は受けられません。 免疫不全の病気のため治療中の対象者①に該当する方で、区内実施医療機関以外の主治医の立ち合いのもと接種が必要な場合については区HPをご覧ください。
接種方法	港区から送付される予診票を使用して接種を受けてください。	接種前に区HPまたは電話申込み ☎03-6400-0094 お申込み後、助成を受けるのに必要な予診票をご自宅に一週間前後で送付します。
ワクチン	带状疱疹ワクチンは2種類あり、どちらかを選んで接種します。ワクチンの詳細は区HPをご確認ください。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・予診票の有効期限は年度内3月31日までです。 ・費用の事後請求等はできません。必ず事前に予診票の発行を受けてください。 	

带状疱疹ワクチン定期予防接種の対象年度（経過措置）

生年月日・年齢(令和8年度)		対象年度
大正14年4月1日以前～大正15年4月1日	101歳以上	令和7年度(2025年度)終子
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	100歳	令和8年度(2026年度)
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	99歳	令和9年度(2027年度)
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	98歳	令和10年度(2028年度)
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	97歳	令和11年度(2029年度)
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	96歳	令和7年度(2025年度)終子
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	95歳	令和8年度(2026年度)
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	94歳	令和9年度(2027年度)
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	93歳	令和10年度(2028年度)
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	92歳	令和11年度(2029年度)
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	91歳	令和7年度(2025年度)終子
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	90歳	令和8年度(2026年度)
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	89歳	令和9年度(2027年度)
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	88歳	令和10年度(2028年度)
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	87歳	令和11年度(2029年度)
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	86歳	令和7年度(2025年度)終子
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	85歳	令和8年度(2026年度)
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	84歳	令和9年度(2027年度)
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	83歳	令和10年度(2028年度)
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	82歳	令和11年度(2029年度)
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	81歳	令和7年度(2025年度)終子
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	80歳	令和8年度(2026年度)
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	79歳	令和9年度(2027年度)
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	78歳	令和10年度(2028年度)
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	77歳	令和11年度(2029年度)
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	76歳	令和7年度(2025年度)終子
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	75歳	令和8年度(2026年度)
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	74歳	令和9年度(2027年度)
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	73歳	令和10年度(2028年度)
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	72歳	令和11年度(2029年度)
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	71歳	令和7年度(2025年度)終子
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	70歳	令和8年度(2026年度)
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	69歳	令和9年度(2027年度)
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	68歳	令和10年度(2028年度)
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	67歳	令和11年度(2029年度)
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	66歳	令和7年度(2025年度)終子
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	65歳	令和8年度(2026年度)
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	64歳	令和9年度(2027年度)
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	63歳	令和10年度(2028年度)
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	62歳	令和11年度(2029年度)

带状疱疹の定期予防接種の対象者は65歳と定められていますが、65歳以上の人全員が公的接種を受けられるよう、令和11年度まで経過措置がとられています。

18歳以上50歳未満の区民の方で、疾病または治療により免疫不全である方または免疫機能が低下した方や50歳以上の区民の方（当該年度に定期接種対象者である場合を除く）で、任意による接種を希望する方には、港区では任意接種の一部費用助成事業を行っています。詳細は表面をご確認ください。